



幡多広域消費生活センターより
還付金詐欺に関する相談が増えています

◆事例

ある日の午後、Aさんが自宅でくつろいでいると、電話がかかってきました。

Aさん..はい、Aでございます。偽市職員..もしもし、私〇〇市役所の者です。健康保険料の払い過ぎがあったので還付手続きに関する書類を送っていたのですが、手続きはもうお済みですか？

Aさん..え？なんのことですか？偽市職員..書類をお送りしていたのですが、まだ申請が出ていないようだったので確認のためお電話しました。それではこれから振り込みの手続きをしますので、お近くのATMで確認してもらえますか。ATMに着きましたら、0120-123-456にお電話ください。

Aさんは電話を切った後、還付金手続きの書類を探したが見つからなかったため、詳しく話を聞こうと市役所に問い合わせた結果、

健康保険料の還付はなく、電話をかけてきた職員もいなかった。

幡多管内でも市役所職員を名乗り、「保険料や年金の還付金があります」などの電話がかかってくるという相談が多くなっています。

◆アドバイス

電話で、「お金が返ってくるのでATMに行くように」と言われたら、それは還付金詐欺です。還付金などに心当たりがある場合でも、すぐにATMに向かったり、指示された電話番号に電話をかけたらず、市役所、町村役場に電話をかけて確認をしてください。

市町村職員が、世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報や電話でお伺いすることはありません。個人情報の流出は、犯罪や悪質商法の被害につながるおそれがあります。見知らぬ他人に、気軽に家庭のことを話さないように気をつけましょう。
「お金が返ってくる」などの還付金詐欺に関する電話があった場合は、すぐに警察や消費生活センターなどに電話するなど、

周囲に相談をしてください。
※幡多広域消費生活センターでは、

出前講座(無料)による啓発活動を実施しています。お気軽にお問い合わせください。

○お問い合わせ

幡多広域消費生活センター

☎ 34-8805
☎ 34-8809

☎ 188

〈相談受付〉月～金曜日(祝日および年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

〒787-10012
四万十市右山五月町8番13号

(アピアさつき2階駐車場西側)

令和5年度銃砲刀剣類登録
審査会の開催について

この登録審査は、銃砲刀剣所持等取締法第14条の規定に基づき、美術品・骨董品として価値のある火なわ式銃砲などの古式銃砲または美術品として価値のある刀剣類を登録するために実施するものです。

◆審査時の携行品

・審査を受けようとする銃砲刀剣類
・警察署で交付を受けた発見届出済届

・1件につき6千300円の登録申請手数料(登録できなくても必要)

◆登録証の再交付について

登録証の再交付のためには現物確認調査が必要です。申請の際にはあらかじめ歴史文化財課へ連絡の後、左記のものを携行してください。

・再交付を受けようとする登録銃砲刀剣類
・1件につき3千500円の登録証再交付申請手数料

◆美術刀剣類制作承認について

製作承認申請手数料は1件につき800円です。

◆審査日

4月11日(火)、5月9日(火)、
6月13日(火)、7月11日(火)、
8月8日(火)、9月12日(火)、
10月10日(火)、11月14日(火)、
12月12日(火)
令和6年
1月9日(火)、2月13日(火)、
3月12日(火)

◆時間

午後1時30分～午後4時
(受付は午後3時30分まで)

◆会場

高知県庁本庁地下第3・第4会議室
○お問い合わせ

高知県歴史文化財課銃砲刀剣類担当
☎ 088-823-9112